

退職金規程 <事例>

- 第 1 条 (目的)
この規程は、就業規則に基づき社員の退職金支給に関する事項を定めたものである。
- 第 2 条 (適用範囲)
この規程は、就業規則第 3 条の社員に適用する。
- 第 3 条 (支給要件)
この規程による退職金は、勤続 3 年以上の社員が退職し、もしくは解雇されたとき、または当社の役員に就任したときに支給する。
2. 社員が死亡したときは、退職金はその遺族に支給する。
3. 前項の遺族の範囲および取得順位は、次の各号による。
(1) 配偶者
(2) 子
(3) 父・母
(4) 孫
(5) 祖父母
- 第 4 条 (勤続年数の計算)
勤続年数は、入社の日属する月の翌月から退職の日属する月までとし、1 年未満の端数を生じたときは、按分計算する。
2. 休職期間および定年を過ぎて勤務する期間は勤続年数に算入しない。
- 第 5 条 (在級年数の計算)
この規程における在級年数とは、社員が同一の資格等級に滞留した年数をいう。
2. 在級年数の計算方法は、第 4 条(勤続年数の計算)に準ずる。
3. 試用期間は、初任格付けされた資格等級の在級年数に算入する。
- 第 6 条 (算出方法)
退職金支給額は、次の方法により算出する。
支給額 = (職能ポイント累計 + 特別加算ポイント累計) × ポイント単価 × 支給係数
- 第 7 条 (職能ポイント)
職能ポイントは、在級年数をもとに <別表 1> に定める「等級別職能ポイント表」により該当する資格等級別ポイントを合計し、算出する。
- 第 8 条 (特別加算ポイント)
特別加算ポイントは、勤続年数が満 40 年となった年度に特別に加算するポイントとし、1,200 ポイントと定める。
- 第 9 条 (ポイント単価)
ポイント単価は、1,000 円とする。
- 第 10 条 (支給係数)
次の各号の一に該当する者に対する支給係数は 1.00 とする。
(1) 定年に達した者
(2) 会社の都合により退職または解雇された者
(3) 業務上負傷または疾病により死亡した者または退職した者
(4) 在職中に死亡した者
(5) 当社の役員に就任した者
(6) その他会社が特に必要と認めた者
2. 前各号に定める以外の者に対する退職金は、勤続年数に応じ <別表 2> に定める「支給係数表」を適用する。
ただし、勤続年数が 3 年未満の者には支給しない。
- 第 11 条 (特別功労加算)
在職中に勤務成績が優秀であった者および特に功労のあった者に対して、第 6 条に定める退職金支給額の 50% を限度として特別功労金を加算支給することがある。
- 第 12 条 (退職金の支払い)
退職金は、社員が退職または解雇の日から 50 日以内に支払う。
2. 退職金は、本人の同意を得て本人の指定する金融機関の口座に振込むものとする。

- 第13条 (支給制限)
退職金は、社員が次の各号の一に該当するときは、その全部または一部を支給しない。
- (1) 懲戒解雇された者
 - (2) 懲戒解雇に該当するが手続上の形式により退職させたとき
 - (3) 所定の手続を踏まずに一方的に退職し、情状特に悪質と認められるとき
- 第14条 (退職金と退職年金との調整)
別に定める退職年金規程により、退職年金または退職一時金を支給される者については、この規程による退職金より次の各号の金額を控除して支給する。
- (1) 退職年金の年金現価相当額
 - (2) 退職一時金の額
- 第15条 (事情変更による改訂)
この規程は、経済事情に著しい変動があった場合には改訂することがある
- 第16条 (規程の改廃)
この規程の改廃は、総務部長の立案に基づき社長が決定する。
- 第17条 (付則)
この規程は、平成 年 月 日から実施する。

(移行措置)

本規程の実施にともない、移行措置を次の通り定める。

- (1) 本規程実施日の前日における会社都合退職金支給額を、旧規程により個人別に算出する。
- (2) 算出した退職金支給額を本規程に定めるポイント単価で除し、ポイント数に換算する。
なお、この場合に小数点以下を切り上げる。
- (3) (2)で算出したポイントに移行時における職能ポイントの持ち点とする。
- (4) 以後、勤続年数は入社日を、在級年数は実施日を基準日として、職能ポイントおよび特別加算ポイントを算出する。

<別表1>

等級別職能ポイント表

資格等級	職能ポイント
1等級	65点
2等級	70
3等級	90
4等級	150
5等級	390
6等級	420
7等級	450
8等級	500

<別表2>

支給係数表

勤続年数	会社都合	自己都合
3年以上～5年末満	1.00	0.50
5年以上～10年末満	1.00	0.60
10年以上～15年末満	1.00	0.65
15年以上～20年末満	1.00	0.70
20年以上～25年末満	1.00	0.80
25年以上～30年末満	1.00	0.90
30年以上	1.00	1.00